

れ、教育総務課長からは、財政課から予算編成の際、使用料などを見直す通達があり、新年度の予算要求に合わせて定期的に見直すこととしているとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、複数の団体から同時に使用申込みがあった場合、それぞれの団体から使用料を徴収するののかとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、施設の照明使用料に倣い、冷暖房料もそれぞれの団体から徴収するとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第4、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

日程第4、議案第19号 長井市教育施設使用条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第19号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、厚生常任委員会の審査の報告を求めます。

小関秀一委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

○小関秀一厚生常任委員長 おはようございます。

令和5年3月市議会定例会において厚生常任委員会に付託になりました議案8件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月13日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。

それでは、議案第11号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、のがわクラブを指定管理者に指定し、長井市パークゴルフ場の管理を行わせるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、指定の期間を3年としたのはどういった理由かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、指定管理者の候補を選定する際に、現在の指定管理者との情報交換の中で、今までどおり3年で区切って行いたいとの希望があったためとの答弁を受けたところでもあります。

また、委員からは、期間については行政で決めるのが基本だが、あえて意向を尊重する理由は何かとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、組織の中でのマンネリ化を防ぐため、3年度間という意向の申出があり、それを受けたとの答弁を受けたところでもあります。

さらに、委員からは、河川占用許可の期間と条件はどうなっているかとの質疑がなされ、健康スポーツ課長からは、占用期間は平成35年9月30日までの10年間で、許可条件は通常の河川区域と同様であり、パークゴルフ場としての特別な条件は定めていないとの答弁を受けたところでもあります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第13号 指定管理者の指定について申し上げます。

本案は、社会福祉法人長井市社会福祉協議会を指定管理者に指定し、長井市豊田児童センターの管理を行わせるため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第18号 長井市犯罪被害者等支援条例の設定について申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法の基本理念に基づき、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、事業者の責務についてはどのように通知し、求めるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、市報及び市のホームページで周知を行う。その他、効果的な周知方法を検討していくとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、捜査や裁判で決着がつくまで相当な時間がかかる場合の給付はどうなるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、できるだけ早く支給するために仮支給も検討していくとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、労災の補償や損害賠償を受けていても見舞金を支給するのかとの質疑がなされ、市民課長からは、支給対象の犯罪被害者であれば支給するとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、交通事故については該当にならないのかとの質疑がなされ、市民課長からは、規程で交通事故については犯罪被害に含めないとしている。危険運転致死傷については、対象と規定をしているとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第20号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、長井市致芳学童クラブの位置を変更するに当たり、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、どのような経過で学童クラブを致芳児童センターから致芳小学校に移すことになったのかとの質疑がなされ、子育て推進課補佐からは、致芳学童クラブでは、定員を超える利用希望があり、手狭な状況の中、致芳小学校の校長から、今年度の4月、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、密を避けるため、放課後、学校で使わない部屋を使ってはどうかとの申出を受け、現在、一時的に多目的室を使ってもらっている。その協議を進める中で、空き教室の活用についての話があり、検討を行い、今回の提案に至ったとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、一度学校の外に出て、違う入り口から入り直す西根学童クラブとの仕組みが違うようだが、長井市として統一的な考えを持つべきではないか、担当課として今後の進め方について考えているのかとの質疑がなされ、子育て推進課補佐からは、教育委員会として協議を進めているところで、来年度以降も現場の検証を行い、検討していくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第21号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、民法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する

る省令の施行に伴い、所要の整備を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第22号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、送迎バスへのブザー設置等について市として今後の取組方法はどうなるのかとの質疑がなされ、子育て推進課補佐からは、令和4年度に補正した予算を一部繰り越すことなどにより、保育所及び児童センターのバスにブザーを設置する。また、職員の研修を進め、事故が起こらないようにしていくとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第23号 長井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金が引き上げられるところであるが、子育て支援の一環として、出産費用に係る経済的負担の軽減を図り、市独自に令和5年4月から当該一時金を55万円に改正するため提案されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました案件審査の報告を終わります。

○浅野敏明議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第5、議案第11号 指定管理者の指定についてから日程第12、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第5、議案第11号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第11号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第13号 指定管理者の指定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第13号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第18号 長井市犯罪被害者等支援条例の設定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員

の起立を求めます。

(起立全員)

○浅野敏明議長 起立全員であります。

よって、議案第18号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第8、議案第20号 長井市児童センター及び学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第21号 長井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第21号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、議案第22号 長井市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第11、議案第23号 長井市放課後

児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第12、議案第24号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○浅野敏明議長 異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○浅野敏明議長 次に、産業・建設常任委員会の審査の報告を求めます。

内谷邦彦委員長。

(内谷邦彦産業・建設常任委員長登壇)

○内谷邦彦産業・建設常任委員長 令和5年3月市議会定例会において、産業・建設常任委員会に付託になりました議案5件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る3月14日に開催し、委員全員出席の下、当局関係者の出席を求め審査をいたしております。なお、議案の該当箇所につきましては、現地踏査をいたし